

平成 24 年 12 月 7 日

各 位

株式会社 三井住友銀行

外貨建平準払保険「ピージーライフUS」、介護保障商品「ブライトロング 介護プラン」
「ブライトメディカル 介護プラン」の取扱開始について

株式会社三井住友銀行（頭取：國部 毅）は、平成 24 年 12 月 10 日(月)より、外貨建平準払保険「ピージーライフUS」（引受保険会社：プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社）、介護保障商品「ブライトロング 介護プラン」「ブライトメディカル 介護プラン」（引受保険会社：三井住友海上あいおい生命保険株式会社）の取り扱いを開始します。

1. 外貨建平準払保険「ピージーライフUS」

「ピージーライフUS」は、米ドル建で一生涯の死亡保障を確保することができる商品です。また、米ドル建による資産形成が可能であり、解約返戻金は、経過期間に応じて増加します。また、特約を付加することで、死亡（高度障害）保険金・解約返戻金の全部または一部を、一時金でのお受け取りにかえて、年金として受け取ることもできます。

「資産を殖やしつつ、大切な人に遺したい」というお客さまのニーズにお応えします。

2. 介護保障商品「ブライトロング 介護プラン」「ブライトメディカル 介護プラン」
（終身介護保障特約（払込期間中無解約返戻金型））

既存商品の終身保険「ブライトロング」、医療保険「ブライトメディカル」に、新たに終身介護保障特約を付加したものを、<介護プラン>として取り扱います。本特約はお支払事由を公的介護保険制度の要介護認定の区分に合わせることで「わかりやすさ」を、また保険料払込期間中の解約返戻金をなくすことで「低廉な保険料」を追求した介護保障商品です。高齢化社会の急速な進展に伴う、介護にかかる経済的負担への備えをしておきたいというお客さまのニーズにお応えします。

三井住友銀行は、今後ともお客さまの多様なニーズにお応えできるよう、より一層商品の充実に取り組んで参ります。

以 上

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではありません。ご検討にあたっては、商品のパンフレット・契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり・約款等の資料をご覧ください。

(別紙1)

<外貨建平準払保険「ピージーライフUS」商品概要>

加入年齢	0歳～75歳
保険料払込期間	3年～30年払済／55歳～85歳払済／終身払
保険料払込方法	月払、半年払、年払、全期前納払 (前納時は所定の利率で割引あり。中途前納の取扱いは何回でも可) ※平準払の保険料払込は「円」での支払 契約後の一部前納保険料は「円」「米ドル」を選択 全期前納および契約時の一部前納保険料は「米ドル」のみの取扱い
最低保険料	月払：30米ドル 半年払：180米ドル 年払：360米ドル
保険料払込経路	初回保険料：振込 2回目以降：口座振替扱・クレジットカード払扱
保険期間	終身
最低死亡保険金額	20,000米ドル(月換算保険料30米ドル)
給付内容	・死亡保険金(被保険者がお亡くなりになった場合) ・高度障害保険金(被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として所定の高度障害状態に該当した場合)
保険料払込免除	・被保険者が不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から180日以内に所定の身体障害状態になられた時 ・「疾病障害による保険料払込免除特約」を付加した場合、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因として、所定の身体障害状態に該当された時
付加できる特約	・円換算払込特約 ・保険金等の支払方法の選択に関する特約 ・円換算支払特約 ・円換算貸付特約 ・指定代理請求特約 ・リビング・ニーズ特約 ・疾病障害による保険料払込免除特約 ・特別条件付保険特約 ・介護前払特約

(別紙2)

<終身介護保障特約（払込期間中無解約返戻金型）の特長>

特長1

年金・一時金のお支払事由を公的介護保険制度の要介護認定の区分に合わせることで、わかりやすくしました。

公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき、または約款所定の要介護状態・高度障害状態になられたとき、介護障害年金および介護障害一時金(※)をお受け取りいただけます。

※ 「介護障害一時金なし型」を選択された場合は、介護障害一時金のお支払いはありません。

特長2

一生涯、年金をお支払いしますので、長期間の介護の場合でも安心です。

(終身年金の場合)

介護障害年金の種類が「終身年金」の場合、第1回介護障害年金のお支払事由に該当した日の年単位の応当日に、約款所定のお支払事由に該当している限り、一生涯にわたって(※)介護障害年金をお受け取りいただけます。

※ 「5年確定年金」を選択された場合は、介護障害年金のお支払いは5回となります。

特長3

ニーズに合わせて、介護障害年金の種類・介護障害一時金の型を選択いただけます。

【介護障害年金の種類】

一生涯にわたる介護保障を確保したいお客さまのために「終身年金」を、保障期間を限定することで、低廉な保険料で介護保障を確保したいお客さまのために「5年確定年金」をご用意しました。

【介護障害一時金の型】

要介護状態になられたときの初期費用(※)への備えに関して、お客さま一人ひとりのニーズに合わせたプラン設計が可能となるよう、介護障害年金額の「1倍型」「2倍型」「4倍型」「なし型」をご用意しました。

※介護用品購入費用、福祉車両購入費用、住宅改修費用、介護施設入居費用等

特長4

保険料払込期間中の解約返戻金をなくし、「低廉な保険料」を追求しました。

低廉な保険料で一生涯の介護保障を確保したいというお客さまのご要望にお応えできるよう、保険料払込期間中の解約返戻金をなくすことで、保険料を抑えた設計としました。

＜生命保険全般に関する留意点＞

- ご検討にあたっては、各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり・約款・特別勘定のしおり等の資料をお客さまご自身で必ずご確認ください。
- 一部の商品については、ご契約時の契約時費用のほか、ご契約後も毎年、保険関係費用、運用関係費用、年金管理費用等がかかりますが、商品やご選択いただく特別勘定、年金の受取方法等により異なりますので表示することができません。また、一定期間内に解約された場合、解約控除がなされる場合があります。お客さまにご負担いただく手数料等はこれらを足し合わせた金額となります。
- 外貨建ての保険商品のご購入または年金や死亡給付金、死亡保険金等のお受取にあたって、外貨と円貨を交換する場合には為替手数料等が上記の各種手数料等とは別にかかります。為替手数料等は通貨および金融機関等によって取扱が異なりますので表示することができません。くわしくは、各金融機関の窓口でご確認ください。
- 当行による元本および利回りの保証はありません。
- 一部の商品については、国内外の株式や債券等で運用しているため、株価や債券価格の下落や市場金利の上昇、外国為替相場の変動等により、年金、死亡保険金、解約返戻金等が払込保険料を下回るリスクがあります。
- 外貨建ての保険商品の場合、外国為替相場の変動により、年金、死亡保険金、解約返戻金等を円換算した金額が、払込保険料を円換算した金額を下回るリスクがあります。
- 保険商品は、引受生命保険会社が保険の引受を行う商品であり、預金ではありません。当行は、募集代理店として、契約の媒介を行います。契約の相手方は、当行ではなく、引受生命保険会社となります。このため、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに有効に成立します。
- 保険商品は、預金保険の対象ではありません。預金保険については、窓口までお問い合わせください。
- 引受生命保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡給付金額・年金額、死亡保険金額・解約返戻金額等が削減され、その結果、死亡給付金額・年金額、死亡保険金額、解約返戻金額等が払込保険料を下回るリスクがあります。
- 保険商品のお申込の有無がお客さまと当行との他のお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。
- 当行では借り入れられた資金（他の金融機関での借入金を含みます）を保険料とする保険商品のお申込はお断りしています。
- 法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込状況等によっては、お申し込みいただけない場合がございます。
- 保険会社による保険金や給付金等のお支払について、受取人の故意による場合や、健康状態等についてお客さまが事実を告知されなかったり事実と異なることを告知された場合等、保険金や給付金等が支払われない場合がございます。
- 保険会社への保険料のお払込について、保険料お払込の猶予期間中に保険料のお払込がない場合、ご契約は失効します。失効した場合、保険金や給付金等の支払事由に該当した場合でも、保険金や給付金等が支払われません。
- くわしくは各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり・約款等をご確認ください。